

小美玉市条例第28号

小美玉市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年8月6日

小美玉市長

島田 幸三

小美玉市条例第28号

小美玉市介護保険条例の一部を改正する条例

小美玉市介護保険条例(平成18年小美玉市条例第108号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項に次の1号を加える。

- (5) その他市長が認める特別の事情があること。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の小美玉市介護保険条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。

小美玉市介護保険条例(平成18年小美玉市条例第108号)新旧対照表

改正案	現行
(保険料の減免) 第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。 (1)～(4) (略) (5) <u>その他市長が認める特別の事情があること。</u> 2・3 (略)	(保険料の減免) 第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。 (1)～(4) (略) 2・3 (略)